

中国風険消息<中国リスク関連情報><2015 No.4>

「中国風険消息<中国関連リスク情報>」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌です。中国における種々のリスク（火災等の事故、自然災害、法令違反、情報漏えい、労務リスク等）について、時節に応じた話題や、社会の関心が高いトピックを取り上げて解説しています。

危険運転罪について

1. はじめに

公安部が発表した最新のデータによると、2015年10月末時点での中国全土の自動車保有台数は2.76億台で、そのうち乗用車は1.69億台である。自動車免許取得者は3.22億人を超え、そのうち乗用車の免許取得者は2.75億人となっている。また、直近5年間をみると、毎年平均1,600万台の自動車が増加している。自動車保有台数の伸びや運転に不慣れな運転者の増加に伴い、危険な運転等による交通事故の件数も増えており、これらがメディアを賑わすことも増えてきた。

このような状況を背景に、2011年5月には、「中華人民共和国刑法」の第133条で「危険運転罪」が追加され、「競争運転を行い、情状が悪質である場合」と「酒酔い運転をした場合」には刑事罰に問うことが盛り込まれた。さらに、2015年11月には危険運転罪の適用範囲が拡大され、「学校送迎バスあるいは旅客運送業務に従事し、かつ大幅な定員超過あるいは大幅なスピード違反をした場合」と「危険化学品安全管理規定に違反して危険化学品を運送し、公共の安全を脅す場合」にも危険運転罪に問われることとなった。また、このような法令の整備に加え、公安部は2012年から毎年12月2日を「全国交通安全日」と定め、「危険運転を排除し、安全に出掛けよう」をテーマとして、中国全国民に安全運転の啓発を推進している。

本稿では、中国でいま関心が高まっている「危険運転」をテーマに、危険運転罪の概要、中国における自動車の所有者および管理者の責任、さらに企業が取るべき対策について解説を行う。

2. 危険運転罪の概要

2015年11月の改正を経た現行の刑法133条が定める危険運転罪の内容は次のとおりである。

<刑法133条の危険運転罪に関する内容>

自動車の運行に際して、以下いずれかに該当した場合に懲役や罰金を科す。

- (1) 道路で競争運転を行い、情状が悪質であるとき
- (2) 道路で酒酔い運転をする者
- (3) 学校等の送迎バス業務或は旅客運送業務に従事し、大幅な定員超過あるいは著しいスピード違反をした場合
- (4) 危険化学品安全管理規定に違反して危険化学品を運送し、公共の安全を脅かした場合

前述第三項または第四項の行為について、自動車の所有者もしくは管理者に直接の責任がある場合、自動車の所有者もしくは管理者に懲役や罰金を科す。

第三、第四項に挙げた行為のほか、その他の犯罪を構成する場合は、処罰がより重いものを適用する。

上記のように、刑法 133 条では危険運転の概念を導入するとともに、第三項および第四項に該当する場合には、自動車の所有者もしくは管理者に刑事罰が科される可能性があることについても明確に言及している。送迎バス業務や旅客運送業務、危険化学品等の運送業務を営む企業にとっては注意が必要である。

3. 自動車所有者もしくは管理者の責任について

前章で触れたように、刑法 133 項条第三項、第四項に該当する場合、企業は、自動車の所有者または管理者として刑事罰が科される可能性があるほか、一般に、企業が所有または管理する自動車が事故を起こした場合、企業は民事上の責任（賠償責任）を問われる可能性がある。日本とほぼ同様の考え方であるが、中国においては次のような整理がなされている。

(1) 責任法理

最高人民法院が 2012 年 12 月に発表した「交通事故損害賠償案件を審理する際に適用される法律に関する若干問題の解釈について」において、自動車の所有者もしくは管理者は以下のような場合に責任が問われるとしている。

<交通事故損害賠償案件を審理する際に適用される法律に関する若干問題の解釈について>

第一条 交通事故により損害が発生し、自動車所有者あるいは管理者に以下の事実がある場合、人民法院はその所有者もしくは管理者に過失があると認定し、所有者もしくは管理者は侵權責任法第四十九条に基づき相応の賠償責任を負う。

- ① 自動車に欠陥があること認識していた、または認識すべきであったにも関わらず自動車を運行させ、当該欠陥により交通事故が発生した場合
- ② 運転者が無免許あるいは相当の運転資格を有していないことを認識していた、または認識すべきであったにも関わらず運転させ、交通事故が発生した場合
- ③ 運転者が酒に酔っていたり、国が規制する精神類薬品あるいは麻酔薬品を服用していたり、あるいは自動車の安全運転に影響をおよぼす可能性のある病気を罹患していることを認識していた、または認識すべきであったにも関わらず自動車を運行させ、交通事故が発生した場合
- ④ 自動車所有者もしくは管理者に過失があると認定すべきその他の場合

(※下線は筆者にて追加)

上記のように、交通事故における責任主体を確定するにあたっては、当該自動車の運行支配性あるいは利益享受性を持つ主体（所有者もしくは管理者）が一定の条件のもとで責任を負うことを明確にした。なお、責任割合は侵權責任法の第四十九条に基づき、当該事故を引き起こすに至った過失の割合により決定される。

(2) 自動車の所有者もしくは管理者の責任が問われた事例

自動車の所有者もしくは管理者が刑事上の責任や民事上の責任を問われた事例を【表 1】にまとめた。

【表 1】自動車の所有者もしくは管理者が責任を問われた事例

年月日	場所	概要	賠償額／刑罰
2011年 8月14日	湖南省	午後4時頃、タクシー運転手の被告Yは懷化市錦溪橋附近の交差点において、自転車に乗った原告Xと衝突した。この事故で原告Xは頭部を負傷した。判決では、被告Yに賠償責任が発生するとともに、被告Yの勤務先であるAタクシー有限公司も賠償責任を負うとした。	61503.59 元
2011年 12月9日	浙江省	午前5時頃、トラック運転手の被告Yは、01省道路と金衙線の交差点を通過する際、原告Xのトラックと衝突した。この事故で原告Xは負傷した。事故を起こした車両は上海B工貿会社に管理されており、判決では上海B工貿公司も賠償責任を負うとした。	60724.12 元
2013年 7月10日	広東省	午前7時頃、被告Yは中型バスを運転し、広州市白雲区新石路と平沙街路口交差点を通過する際、自転車に乗った原告Xに衝突し、重傷を負わせた。事故を起こした車両は广州C加工有限公司が所有しており、裁判では被告Yに賠償責任が発生するとともに、广州C加工有限公司も賠償責任を負うとした。	659815.94 元
2014年 7月19日	湖南省	午前3時頃、エチルアルコールを運送中のトラックが滬昆高速道路で大型バスに追突した。この事故で積荷のエチルアルコールから火災が発生し、大型バスや軽トラックなどの車両計5台が焼失した。この事故により54人が死亡、6人が負傷した。判決では車両の所有者Dおよび管理者Eは1年2ヶ月の懲役刑を言い渡された（賠償責任額は本稿執筆時点で不明）。	懲役 1年2ヵ月

(3) 危険運転罪改定の意義

中国では学校送迎バス業務や旅客運送業務において、スピード違反や定員超過等がしばしば見られる。利益を優先するあまり過密な運行スケジュールを組んでスピード違反を誘発したり、過積載・定員超過等が横行するなど、安全な運行が軽視される傾向がある。

2011年から2014年まで中国全土で発生した道路交通事故のうち旅客バスの定員超過による事故は1,946件発生し、1,289人が死亡している。このうち、10人以上が死亡した重大・特大道路交通事故をみると、実に約27.2%が定員超過を原因としている。

スピード違反は運転者の空間への認知力や判断力を低下させるとともに、走行時の車両の安定性に影響を与えたり、ブレーキの制動距離が長くなるなどの悪影響をもたらす。高速での衝突はその破壊力も大きくなり、死亡等に至る大事故の発生可能性が高くなる。2011年から2014年までに中国全土で発生した学校送迎バス・旅客バスのスピード違反による交通事故は6,649件にのぼり、約2,891人が死亡している。学校送迎バス・旅客バスに関わる事故のうち、10人以上が死亡した重大・特大道路交通事故を見ると、スピード違反を原因とする事故は53%を占めている。

このほか、公共安全に大きな脅威を与えるものとして、危険化学品の運送による事故も挙げられる。例えば滬昆高速で発生した“7.19 特別重大道路交通危険化学品爆発事故”では、関連法規に違反して運送を行い、これにより死亡者54人、負傷6人という大規模死傷事故をもたらした。

今回の危険運転罪の改定は、交通安全を阻害する悪質な行為の処罰、重大・特大交通事故の防止、道路交通安全の保障を目的とし、国民の生命や財産の保全について法律面での根拠と制度上の保障を与えた。また、国民の交通安全に関する意識、特に運転者の規範意識、安全意識、マナー意識や交通違反の減少をもたらすことが期待されるが、反面においてこれらの点に関する企業の責任も厳格化したといえる。

4. 企業が取るべき対策

(1) 学校送迎バスや旅客運送業務に従事する企業

特にスピード違反や定員超過の違法行為に対して、次のような対策を行う必要がある。なお、違法行為や不安全行為が認められた場合は、あらかじめ定めた運行管理規定等に基づき、運転者を厳格に処罰することも求められる。

① スピード違反

車速を常時測定可能なGPS管理システムを導入する。これにより運営車両の走行路線の確認ほか、速度制限がある道路での運行状況を把握することができる。

② 定員超過

中国においては、長距離バス等の運転者が会社の指示に反して定員を超過する旅客を乗せ、差額の利益を得るといことがまま見られる。会社側は運営路線の終点に管理要員を配置するなどして、実際に搭乗した客数をチェックするなどされることをお勧めする。

(2) 危険化学品の運送に従事する企業

危険化学品の運送に従事する企業は、国家安全監督総局が定めた技術標準である「危険化学品道路運送安全管理システム通用規格」および「危険化学品道路運送安全管理システム車載端末」に従い、運営車両に車載管理端末を設置することとされているが、実際にこれら標準に則った適切な管理体制が構築されていない場合も見受けられる。企業はこれら標準に従い、運営車両の走行路線や走行状態を24時間で管理するなどの態勢を構築すべきである。

(3) 企業が保有する社有車等

企業の社有車を管理する部門は運転者を対象に、出勤時、昼休み、退勤前等に、抜き打ちでアルコール検査を実施することが望ましい。特に春節時期等には飲酒運転がまま見られるため、検査を強化することなども必要である。また、特別な場合を除き、運転者は社有車での出退勤を禁止する旨、ルール化することも望まれる。さらに、定期的に安全運転教育や研修を実施し、飲酒運転や危険な運転が自身の人生や会社にどのような結果をもたらすかを理解させることも必要である。

5. 終わりに

本稿では、「危険運転」に関連して、危険運転罪の概要、中国における自動車の所有者および管理者の責任、さらに企業が取るべき対策について解説を行った。中国ではモータリゼーションが進むと同時に、自動車をもたらす害悪についても社会的に注目を集めやすくなっていると言えよう。本稿が、交通事故の低減に取り組まれる企業にとって、少しでも参考になれば幸いである。

以上

執筆：インターリスク上海 諮詢部 副主管 陳 争強
(日本語監修：インターリスク上海 マネジャー 藤田 亮)

参考文献：

- [1] 道路交通犯罪における日中比較研究（北川佳代子、周舟）
- [2] 中国長安網（<http://www.chinapeace.gov.cn/>）
- [3] 四川道路交通安全網（<http://www.scjtaq.com/news/>）
- [4] 央広網（<http://www.cnr.cn/>）
- [5] 中国裁判文書網（<http://www.court.gov.cn/>）
- [6] 安全管理網（<http://www.safehoo.com/>）

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 株式会社インターリスク総研 総合企画部 国際業務チーム
TEL. 03-5296-8920 <http://www.irric.co.jp/>

瑛得管理諮詢（上海）は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）
上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室
TEL:+86-(0)21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々および読者の方々が所属する組織のリスクマネジメントの取組みに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2016